

○ 狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する実施要綱

平成25年3月26日教育委員会要綱第8号

改正

平成27年2月17日教育委員会要綱第1号

平成29年4月18日教委要綱第6号

平成30年3月8日教委要綱第2号

平成31年3月28日教委要綱第5号

令和3年8月16日教委要綱第10号

狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する規則（平成25年教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）の規定に基づき実施される採択について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げるもののほか、この要綱における用語の意義は、規則の例による。

- (1) 検定教科書 法第34条第1項に規定する文部科学大臣の検定を経た教科用図書をいう。
- (2) 文部科学省著作教科書 法第34条第1項に規定する文部科学省が著作の名義を有する教科用図書をいう。

(協議会)

第3条 協議会は、規則第4条第2項の規定により教育委員会に答申するに当たっては、規則別表第1の教科の欄及び別表第2の教科の欄に掲げる教科ごとに全ての教科書について狛江市立学校使用教科書選定資料（様式第1号）を作成するものとする。

2 教科書選定資料は、教科書を比較した表現は避け、教科書それぞれの特色等に留意して具体的に記述するものとする。

(調査研究委員会の所掌事務)

第4条 規則第11条各号に掲げる事項に関する調査研究は、小学校の教科書にあっては別表第1に掲げる事項について行うものとし、中学校の教科書にあっては別表第2に掲げる事項について行うものとする。

2 調査研究委員会は、規則第11条の報告をするに当たっては、規則別表第1の教科の欄及び別表第2の教科の欄に掲げる教科ごとに全ての教科書について狛江市立学校使用教科書調査研究資料（様式第2号）を作成するものとする。

3 教科書調査研究資料は、教科書を比較した表現は避け、教科書それぞれの特色等に留意して具体的に記述するものとする。

（調査研究委員会委員の選出方法）

第5条 教育委員会は、規則第12条に規定する委員については、関係団体の推薦を受け、規則第6条各号の一に該当しないことを確認し、選出しなければならない。

（教科別委員会委員の選出方法）

第6条 教育委員会は、規則第16条第1項第2号及び同条第2項第2号に規定する委員については、関係団体の推薦を受け、規則第6条各号の一に該当しないことを確認し、選出しなければならない。

（各学校における調査研究）

第7条 学校は、規則別表第1の教科の欄及び別表第2の教科の欄に掲げる教科ごとに全ての教科書について調査研究し、狛江市立学校使用教科書校内調査研究資料（様式第3号）を作成し、協議会に報告するものとする。

2 教科書校内調査研究資料は、教科書を比較した表現は避け、教科書それぞれの特色等に留意して具体的に記述するものとする。

（特別支援学級において使用する教科書）

第8条 特別支援学級において使用する教科書については、原則として検定教科書又は文部科学省著作教科書を使用するものとする。ただし、教科により当該学年の検定教科書又は文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合においては、これらに替わる適切な一般図書を使用することができる。

2 教科書の採択は、次の各号により行うものとする。

(1) 検定教科書を使用する場合

ア 市立学校において使用する検定教科書と同一の検定教科書を使用する。

イ 教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でない場合は、検定教科書の学年を下げたものを使用する。

(2) 文部科学省著作教科書を使用する場合

ア 教科により検定教科書を使用することが適当でない場合は、ろう学校及び特別支援学校用の文部科学省著作教科書の中から使用する。

イ 当該学年用の検定教科書を使用することが適当でない場合は、文部科学省著作教科書、検定教科書の学年を下げたものを使用する。

3 第1項ただし書の規定に基づき一般図書を使用する場合において、使用する一般図書の採択に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 児童又は生徒の障がいの種類、程度、能力及び特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）であること。

(2) 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う等内容が適切であり、特定の題材又は一部の分野のみを取り扱う一般図書でないこと。

(3) 上学年で使用することとなる教科書との関連性及び採択する図書との系統性に配慮すること。

(4) 教科書として使用する上で適切な体裁の図書を採択するようにし、カセットテープ付き、ジグゾーパズル型、切り絵工作型等図書としての体裁をなしていないものは採択しないこと。

(5) 毎年度文部科学省から示される基準価格を大幅に超えないこと。

(6) 分冊本は採択しないこと。

(特別支援学級において使用する教科書の調査研究方法)

第9条 教育委員会は、法第81条第2項に規定する特別支援学級を設置する市立学校の校長（以下「特別支援学級設置校長」という。）宛てに各学級で次年度使用希望する教科書についての調査を依頼する。

- 2 前項の依頼を受けた特別支援学級設置校長は、各学級において使用を希望する検定教科書、文部科学省著作教科書及び一般図書について、東京都教育委員会が作成する一般図書調査研究資料を参考に調査研究を行うものとする。
- 3 特別支援学級設置校長は、教育委員会が指定する期日までに狛江市立学校特別支援学級調査資料（様式第4号）を作成し、教育委員会に報告するものとする。ただし、前条第2項第1号アに該当する場合については、この限りでない。
- 4 教育委員会は、文部科学省から送付される「契約予定図書一覧」及び「一般図書一覧」に掲載されていない図書を採択する場合においては、正確な書名、発行者の所在地及び現在も発行されている図書であるかどうかについて十分な確認を行うものとする。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成27年2月17日教育委員会要綱第1号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成29年4月18日教委要綱第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年3月8日教委要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成31年3月28日教委要綱第5号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和3年8月16日教委要綱第10号）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第4条関係）

	(1)内容	(2)構成及び分量	(3)表記及び表現	(4)使用上の便宜 その他
国語	ア 取り上げた題	ア 各内容の基礎	ア 表記・表現の分	ア 市の実態に応

	<p>材について</p> <p>イ [言語事項]に関する内容について</p> <p>ウ 読書指導に関する教材の取扱いについて</p> <p>エ 発展的な学習等について</p> <p>オ その他</p>	<p>的事項が発達段階に応じて身に付けられるような構成・分量かどうかについて</p> <p>イ 各題材の構成の工夫について</p> <p>ウ その他</p>	<p>かりやすさについて</p> <p>イ 挿絵，図表，写真等の見やすさについて</p> <p>ウ その他</p>	<p>じて活用したい特色について</p> <p>イ その他</p>
書写	<p>ア 毛筆と硬筆の取扱いについて</p> <p>イ 毛筆の漢字，かな，カタカナ，漢字かな交じり教材の取上げ方について</p> <p>ウ 発展的な学習等について</p> <p>エ その他</p>	<p>ア 毛筆教材と硬筆教材の構成について</p> <p>イ 毛筆教材の配列について</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 文字の組立て，筆順の指示や解説のわかりやすさについて</p> <p>イ 姿勢，筆の持ち方，用具の扱い方を示す写真，図，絵の見やすさについて</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 市の実態に応じて活用したい特色について</p> <p>イ その他</p>
社会	<p>ア 単元の構成と内容の取上げ方について</p> <p>イ 問題解決のためのさまざまな活動を促す内容について</p> <p>ウ 発展的な学習</p>	<p>ア 学習問題や活動の例示等について</p> <p>イ 各単元の「まとめ」の構成について</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 写真，図絵，地図，統計資料の扱いについて</p> <p>イ まとめや調査活動における表記の工夫について</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 市の実態に応じて活用したい特色について</p> <p>イ その他</p>

	等について エ その他			
地図	ア 取り上げられている地図の内容について イ 正確さ, 分かりやすさについて ウ 発展的な学習等について エ その他	ア 全体構成・分量について イ 資料の構成について ウ その他	ア 地図, 写真, 資料等の見やすさについて イ 紙質, 色使いについて ウ その他	ア 市の実態に応じて活用したい特色について イ その他
算数	ア 内容の取上げ方と, 例題における例示や数値の分かりやすさについて イ 教材教具の取扱いと例示について ウ 発展的な学習等について エ その他	ア 単元及び小単元の構成と, 練習問題の構成・分量について イ その他	ア 用語, 記号, 公式, 数直線や線分図, 挿絵等の分かりやすさについて イ 数式の説明等の分かりやすさについて ウ その他	ア 市の実態に応じて活用したい特色について イ その他
理科	ア 内容の取上げ方について イ 「観察」「実験」の取上げ方や安全への配慮について ウ 発展的な学習等について	ア 各単元の構成とまとめの仕方の分かりやすさについて イ 問題解決的な活動を促す構成について	ア 文, 表, グラフ, 絵等の構成について イ 安全を配慮した表現の主な内容について ウ その他	ア 市の実態に応じて活用したい特色について イ その他

	エ その他	ウ その他		
生活	<p>ア 地域とのかかわりのある活動や身近な生活に関する内容の取扱いについて</p> <p>イ 疑似体験や実体験の扱い方，他教科との関連について</p> <p>ウ 発展的な学習等について</p> <p>エ その他</p>	<p>ア 全体の単元構成と各単元ごとの内容の構成について</p> <p>イ 活動例や表現活動の扱いについて</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 活動例を示す写真，イラスト，図表について</p> <p>イ 単元名，小単元名等における動機づけの記述等について</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 市の実態に応じて活用したい特色について</p> <p>イ その他</p>
音楽	<p>ア 教材の取上げ方について</p> <p>イ 日本の曲と外国の曲の選択について</p> <p>ウ 発展的な学習等について</p> <p>エ その他</p>	<p>ア 歌唱，器楽の取上げ方について</p> <p>イ リズム，旋律，和声に関する指導の行いやすさについて</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 楽譜及び説明のための文章，写真，図の構成について</p> <p>イ 楽譜とは別に歌詞が示されている楽曲について</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 市の実態に応じて活用したい特色について</p> <p>イ その他</p>
図画工 作	<p>ア 「表現」及び「鑑賞」の取上げ方について</p> <p>イ 参考資料や「鑑賞」のために示された作品について</p>	<p>ア 題材の構成の工夫について</p> <p>イ 作品についての解説等について</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 製作過程や材料・用具の扱い方などを示した図や写真について</p> <p>イ 説明文等の分かりやすさについて</p>	<p>ア 市の実態に応じて活用したい特色について</p> <p>イ その他</p>

	ウ 発展的な学習 等について エ その他		て ウ その他	
家庭	ア 実習等の内容 の取上げ方につ いて イ 題材の正確さ や分かりやすさ について ウ 発展的な学習 等について エ その他	ア 題材の構成・配 列について イ 発達段階に応 じた分量・内容につ いて ウ その他	ア 表記・表現の読 みやすさ, 分かりや すさについて イ 図, 写真, 色使 い等の分かりやす さ, 見やすさにつ いて ウ その他	ア 市の実態に応 じて活用したい特 色について イ その他
保健	ア 教材について イ 教材の正確さ, 分かりやすさにつ いて ウ 発展的な学習 等について エ その他	ア 構成・分量につ いて イ 発達段階に応 じた分量・内容につ いて ウ その他	ア 表記・表現の読 みやすさと分かり やすさについて イ 図, 写真, 色使 い等のわかりやす さ, 見やすさにつ いて ウ その他	ア 市の実態に応 じて活用したい特 色について イ その他
道徳	ア 道徳的価値に 関わる事象及び人 物について イ 興味及び関心 の持ちやすさにつ いて ウ 多様な見方及	ア 道徳的価値に 迫れる構成・分量に ついて イ その他	ア 表記・表現の読 みやすさ及び分か りやすさについて イ 図, 写真, 色使 い等の分かりやす さ及び見やすさに ついて	ア 市の実態に応 じて活用したい特 色について イ 今日的な課題 の取上げ方につ いて ウ その他

	び考え方について エ その他		ウ その他	
外国語	ア 「聞くこと」及び「話すこと」に関する内容について イ 音声と文字の関連付けについて ウ 日本語及び外国語の背景にある文化理解の促進について エ 発展的な学習等について オ その他	ア 課題解決的な活動を促す構成について イ 外国語によるコミュニケーションの必然性について ウ その他	ア 表記・表現の読みやすさ及び分かりやすさについて イ 図，写真，色使い等の分かりやすさ及び見やすさについて ウ その他	ア 市の実態に応じて活用したい特色について イ その他

別表第2（第4条関係）

	(1)内容	(2)構成及び分量	(3)表記及び表現	(4)使用上の便宜 その他
国語	ア 取り上げた題材について イ 〔言語事項〕に関する内容について ウ 読書指導に関する教材の取扱いについて エ 発展的な学習等について	ア 各内容の基礎的事項が発達段階に応じて身に付けられるような構成・分量かどうかについて イ 各題材の構成の工夫について ウ その他	ア 表記・表現の分かりやすさについて イ 図・表，写真・イラスト等の見やすさについて ウ その他	ア 市の実態に応じて活用したい特色について イ その他

	オ その他			
書写	<p>ア 毛筆と硬筆の取扱いについて</p> <p>イ 毛筆の漢字，かな，カタカナ，漢字かな交じり教材の取上げ方について</p> <p>ウ 発展的な学習等について</p> <p>エ その他</p>	<p>ア 毛筆教材と硬筆教材の構成について</p> <p>イ 毛筆教材の配列について</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 文字の組立て，筆順の指示や解説の分かりやすさについて</p> <p>イ 姿勢，筆の持ち方，用具の扱い方を示す写真・図・絵の見やすさについて</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 市の実態に応じて活用したい特色について</p> <p>イ その他</p>
社会（地理的分野）	<p>ア 取り上げられている内容について</p> <p>イ 正確さ，分かりやすさについて</p> <p>ウ 発展的な学習等について</p> <p>エ その他</p>	<p>ア 学習問題や活動の例示等について</p> <p>イ 各単元の「まとめ」の構成について</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 地図，写真，資料等の見やすさについて</p> <p>イ 紙質，色使いについて</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 市の実態に応じて活用したい特色について</p> <p>イ その他</p>
社会（歴史的分野）	<p>ア 取り上げられている内容について</p> <p>イ 正確さ，分かりやすさについて</p> <p>ウ 発展的な学習等について</p> <p>エ その他</p>	<p>ア 全体構成について</p> <p>イ 資料の分量について</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 地図，写真，資料等の見やすさについて</p> <p>イ 紙質，色使いについて</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 市の実態に応じて活用したい特色について</p> <p>イ その他</p>
社会（公	ア 地域とのかか	ア 全体構成と各	ア 活動例を示す	ア 市の実態に応

<p>民的分野)</p>	<p>わりのある活動や身近な生活に関する内容の取扱いについて イ 疑似体験や実体験の扱いについて ウ 発展的な学習等について エ その他</p>	<p>単元ごとの内容の構成について イ 活動例や表現活動の扱いについて ウ その他</p>	<p>写真，イラスト，図・表について イ 単元名，小単元名等における動機づけの記述等について ウ その他</p>	<p>じて活用したい特色について イ その他</p>
<p>地図</p>	<p>ア 取り上げられている地図の内容について イ 正確さ及び分かりやすさについて ウ 発展的な学習等について エ 生徒の興味及び関心を引き出す内容について オ その他</p>	<p>ア 全体構成・分量について イ 資料の構成・分量について ウ その他</p>	<p>ア 地図，写真，資料等の見やすさについて イ 紙質及び色使いについて ウ その他</p>	<p>ア 市の実態に応じて活用したい特色について イ 地域性に対する配慮がなされているか ウ その他</p>
<p>数学</p>	<p>ア 日常生活との関わりと，例題における例示や数値の分かりやすさについて</p>	<p>ア 単元及び小単元の構成と練習問題の構成・分量について イ その他</p>	<p>ア 用語，記号，公式，図，イラスト等の分かりやすさについて イ 解説等の分か</p>	<p>ア 市の実態に応じて活用したい特色について イ その他</p>

	<p>イ 教材の取扱いと例示の分かりやすさについて</p> <p>ウ 発展的な学習等について</p> <p>エ その他</p>		<p>りやすさについて</p> <p>ウ その他</p>	
理科	<p>ア 教材の取上げ方について</p> <p>イ 「観察」・「実験」の取上げ方及び安全への配慮について</p> <p>ウ 発展的な学習等について</p> <p>エ その他</p>	<p>ア 単元の構成及びまとめの仕方の分かりやすさについて</p> <p>イ 問題解決的な活動を促す構成について</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 文,表,グラフ,イラスト等の分かりやすさについて</p> <p>イ 安全を配慮した内容について</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 市の実態に応じて活用したい特色について</p> <p>イ その他</p>
音楽（一般）	<p>ア 教材の取上げ方について</p> <p>イ 日本の曲と外国の曲の選択について</p> <p>ウ 発展的な学習等について</p> <p>エ その他</p>	<p>ア 歌唱,器楽の取上げ方について</p> <p>イ リズム,旋律,和声に関する指導について</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 楽譜及び説明のための文章,写真,図の構成について</p> <p>イ 楽譜とは別に歌詞が示されている楽曲について</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 市の実態に応じて活用したい特色について</p> <p>イ その他</p>
音楽（器楽合奏）	<p>ア 教材の取上げ方について</p> <p>イ 日本の曲と外国の曲の選択につ</p>	<p>ア 歌唱,器楽の取上げ方について</p> <p>イ リズム,旋律,和声に関する指導</p>	<p>ア 楽譜及び説明のための文章,写真,図の構成につい</p>	<p>ア 市の実態に応じて活用したい特色について</p> <p>イ その他</p>

	<p>いて</p> <p>ウ 発展的な学習等について</p> <p>エ その他</p>	<p>について</p> <p>ウ その他</p>	<p>イ 楽譜とは別に歌詞が示されている楽曲について</p> <p>ウ その他</p>	
美術	<p>ア 「表現」及び「鑑賞」の取り上げ方について</p> <p>イ 参考資料や「鑑賞」のために示された作品について</p> <p>ウ 発展的な学習等について</p> <p>エ その他</p>	<p>ア 題材の構成の工夫について</p> <p>イ 作品について</p> <p>ウ 解説等について</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 製作過程や材料・用具の扱い方などを示した図や写真等について</p> <p>イ 説明文等の分かりやすさについて</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 市の実態に応じて活用したい特色について</p> <p>イ その他</p>
保健体育	<p>ア 教材について</p> <p>イ 教材の正確さ、分かりやすさについて</p> <p>ウ 発展的な学習等について</p> <p>エ その他</p>	<p>ア 構成教材について</p> <p>イ 発達段階に応じた分量・内容について</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 表記・表現の分かりやすさについて</p> <p>イ 図，写真，色使い等の見やすさについて</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 市の実態に応じて活用したい特色について</p> <p>イ その他</p>
技術・家庭（技術分野）	<p>ア 実習等の内容の取上げ方について</p> <p>イ 題材の正確さや分かりやすさについて</p> <p>ウ 発展的な学習</p>	<p>ア 題材の構成・配列について</p> <p>イ 発達段階に応じた分量・内容について</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 表記・表現の読みやすさと分かりやすさについて</p> <p>イ 図，写真，色使い等の見やすさについて</p> <p>ウ その他</p>	<p>ア 市の実態に応じて活用したい特色について</p> <p>イ その他</p>

	等について エ その他			
技術・家庭（家庭分野）	ア 実習等の内容の取上げ方について イ 題材の正確さや分かりやすさについて ウ 発展的な学習等について エ その他	ア 題材の構成・配列について イ 発達段階に応じた分量・内容について ウ その他	ア 表記・表現の読みやすさと分かりやすさについて イ 図，写真，色使い等の見やすさについて ウ その他	ア 市の実態に応じて活用したい特色について イ その他
英語	ア 生徒の興味・関心を引き出す内容について イ 実践的コミュニケーションに関する取扱いについて ウ 発展的な学習等について エ その他	ア 単元構成とまとめについて イ 単元内における分量について ウ その他	ア 文章表記のわかりやすさについて イ 写真・イラスト等の分かりやすさについて ウ その他	ア 市の実態に応じて活用したい特色について イ その他
道徳	ア 道徳的価値に関わる事象及び人物について イ 興味及び関心の持ちやすさについて	ア 道徳的価値に迫れる構成・分量について イ その他	ア 表記・表現の読みやすさ及び分かりやすさについて イ 図，写真，色使い等の分かりやすさ及び見やすさについて	ア 市の実態に応じて活用したい特色について イ 今日的な課題の取上げ方について

	ウ 多様な見方及び考え方について エ その他		ついて ウ その他	ウ その他
--	---------------------------	--	--------------	-------

様式第1号から様式第4号まで（省略）